

土地改良団体における多様な人材登用
～女性理事等の登用を進めましょう～



令和8年7月

農林水産省 関東農政局
農村振興部 土地改良管理課

農林水産省
MAFF

はじめに

今、男女共同参画は、社会全体の課題となっています。
日本では、人口の51.3%、有権者の51.8%（2024年）が女性ですが、あらゆる場面において、男女平等が実現しているとは言えません。

土地改良区においても同様です。

そこで、土地改良区における多様な人材登用を推進すべく、

土地改良長期計画※¹においては令和11年度末までに、

第6次男女共同参画基本計画※²においては令和12年度末までに、

- ★女性理事が登用されていない土地改良区（連合含む）の数を0とする
 - ★土地改良区（連合含む）の理事に占める女性の割合を10%以上とする
- との数値目標が掲げられました。

“これから”の土地改良区のため、女性理事登用を推進していきましょう。

※1 令和7年9月12日閣議決定

※2 令和8年3月13日閣議決定

男女共同参画に向けた主な制度・取組

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）
- 女性活躍推進法（平成27年法律第78号）
- ジェンダー平等の実現（SDGs：持続可能な開発目標）（2015年国連総会採択）



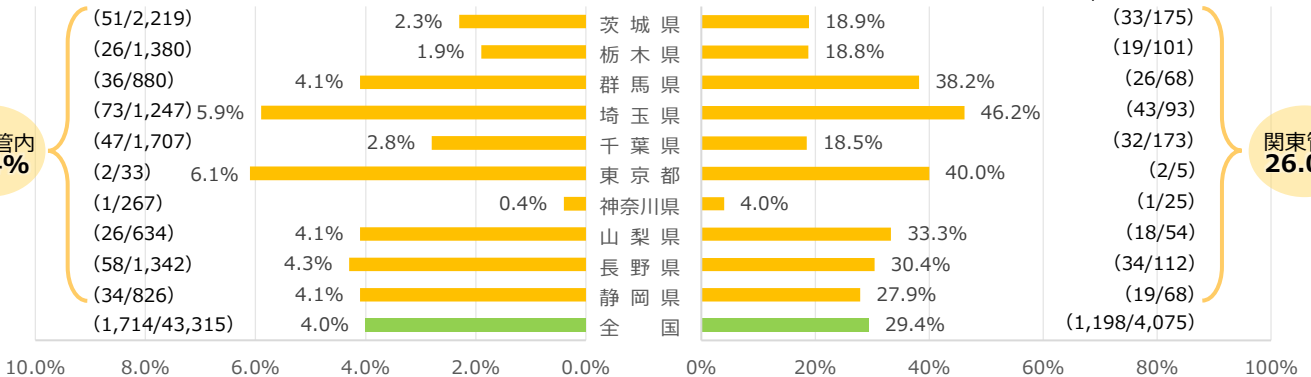
土地改良区（土地改良区連合含む）の男女共同参画に関する数値（令和7年度末）

〈理事総数に占める女性理事の割合〉

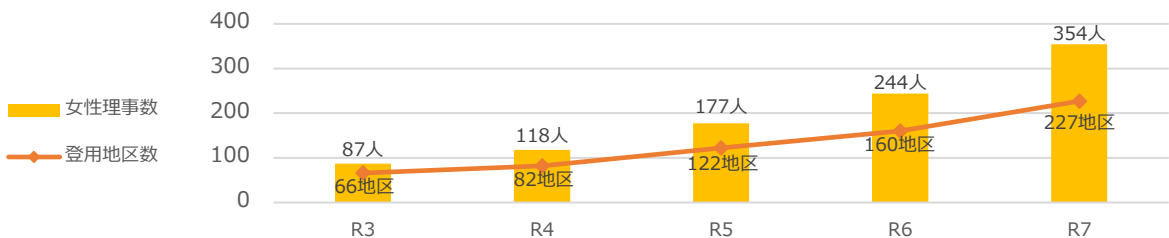
(女性理事数(人)/理事総数(人))

〈女性理事を登用している地区の割合〉

(女性理事を登用している地区数/総地区数)



〈関東管内女性理事数及び登用地区数の推移〉



〈参考〉他の農業組織の男女共同参画状況

- JAの役員に占める女性の割合：10.7%（2023年度時点）→20%（2030年度目標）
- 農業委員に占める女性の割合：14.1%（2023年度時点）→30%（2030年度目標）

男女共同参画が進むことで

男女共同参画により多様化が進むことで、組織活性化が期待されます。しかしながら、土地改良区における男女共同参画は進んでいるとは言えない実態があります。その背景には、土地改良区特有の課題があります。男女共同参画による組織活性化とそれに向けた課題について、考えましょう。

女性理事の登用により期待される効果

優秀な人材が
確保できる

女性の視点や
感性を活かせる

地域住民からの
評価が向上する

男女共同参画に取り組んだ土地改良区の声



賦課金未納者への丁寧な対応、役員とのスムーズな連携などを通じて徴収率がアップしました！



女性が組織内にいることで、意欲向上や人材の定着が進み、組織体制の維持・活性化ができました！



学童等の来訪者に、好感を与えています！



職場内に活気や和らぎが醸成されました！

全国95の土地改良団体の理事、職員（事務局長）への聞き取り調査結果

問 女性活躍推進の効果について、高いと思われる項目をご教示ください（複数回答）

答	回答項目	理事	職員
	優秀な人材を確保することができた	31%	25%
	女性の視点・感性を活かすことができた（組合員サービスの向上・新たな取組の展開等）	30%	31%
	組織体制が維持・活性化できた（会員の理解向上、意欲向上、人材定着等）	23%	23%
	地域住民の評価が上がった（女性の活躍推進を進めている団体であることを地元を知ってもらう等。）	8%	5%
	効果はまだ現れていない	5%	12%

土地改良区の男女共同参画を阻む諸課題

※土地改良区からの聞き取り等による

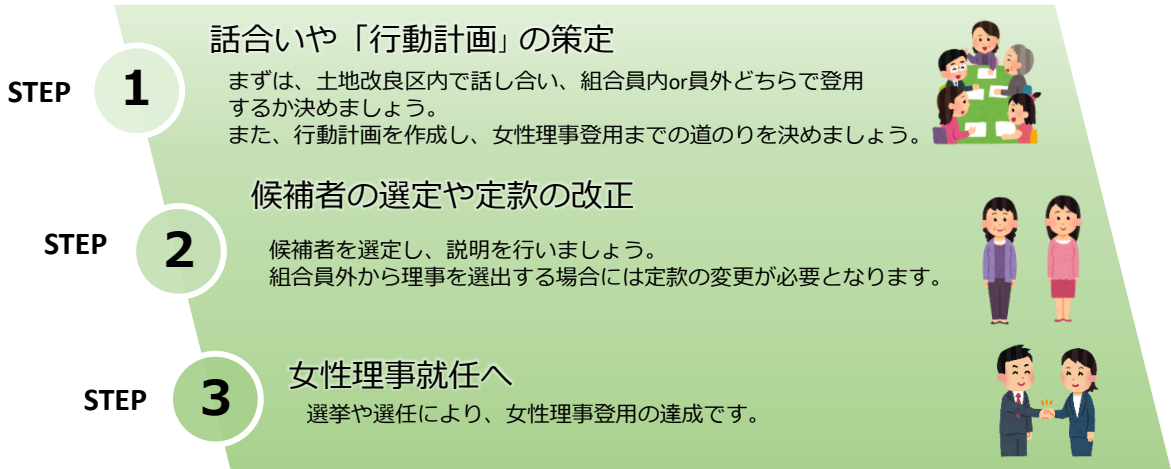
- 理事候補となる女性の組合員が少ない
- 女性の組合員がいても、多くが土地持ち非農家であり、土地改良区の活動に関心がない
- 男女共同参画の必要性について、役員のほか、組合員にも理解が深まっていない
- 役員としてのリーダーシップは、男性がとるものだと考えられている。
- 役員は、地区のまとめ役として、地区推薦が昔からの慣例となっている
- 理事の仕事は草刈りや機場操作など、現場作業が多いため、男性の仕事として考えられている

課題の解決に向け、個人の意識改革のほか、今まで慣例とされてきたことを見直し、職場環境の改善を図るなど土地改良区においても少しずつ取組を進めていきましょう。

女性理事登用を進めるにあたり

組合員であるか否かや、地元地域の内外問わず、幅広い視点で理事候補者を探しましょう。その上で、土地改良区や周辺地域の特徴などを踏まえながら、どのような方がどのような役割を担えるのか考えましょう。

女性理事登用へのステップ



● 行動計画

農林水産省では、男女共同参画を進める土地改良区をサポートするために、行動計画作成ツール（「誰もが活躍する農業・農村を目指して」（手引き）のP19～P21に掲載）を提供しています。右表の例を参考にしながら、行動計画を作成し、2029年度までの女性理事の登用を目指しましょう。

〈行動計画作成例〉

年 度 別	到達目標	年 中 行 事	行 動 内 容	組織間連携
令和4年度	第1 四半期		手引きについて勉強会を開催する	協議会等が主催する研修会に参加する
	第2 四半期	理事会	女性理事登用の方針を説明する	協議会を通して管内の取組みの状況を把握する
	第3 四半期	先進地視察	女性理事登用を策したた改良区に聞き取りをする	JIA/農業委員会等の団体と情報交換する
	第4 四半期	理事会	改良区の定款変更を決議する	協議会等に女性理事候補者を名めた意見交換会の開催を要請する
令和5年度	第1 四半期		女性理事候補者の選定が立つ	
	第2 四半期	理事会	女性理事候補者にワーキングを加えていただく	協議会等に定款変更の手続き等の疑問点を問い合わせる
	第3 四半期	取締役	女性理事候補者に地域外へ参加を促す	改良区の定款変更を留意する
	第4 四半期	理事会	女性理事を選任する	

員外理事候補となる人は？

- 会計や広報など、土地改良区運営に役立つスキルをもった方
- 学識者、会計士、6次産業など専門分野に詳しい方
- 農業委員やJA役員、自治会役員など
- 指導農業士など農業に精通した方
- 組合員の家族（妻・娘）や親族
- 都県や市町村の審議会委員

女性理事の職務例

広報

土地改良区が担う役割や魅力をPR



会計

経理の経験等を活かして、会計業務担当理事に



地域連携

地元の学校や、企業とのネットワーク構築に



地域農業活性化

農業学識を活かし、地域農業の6次産業化へ寄与



連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定

令和7年の土地改良法の改正により、土地改良施設の管理を行う土地改良区は、市町村や自治会等の地域の関係者と共同して、将来の保全体制を構築する連携管理保全計画（通称 水土里ビジョン）を策定することが可能となりました。

今後は、水土里ビジョンを策定し、**役員等の人数の現状や、多様な人材確保に向けた取組方針等について定め、土地改良区における女性理事等の登用を図っていくことが重要**です。

（参考）水土里ビジョンの構成

I 総論

- 水土里ビジョン策定エリア内の関係土地改良区等の基礎情報（組合員数、地区面積等）、財務状況（一般会計、特別会計等の収支等）、土地改良区管理施設及び土地改良区以外が管理する施設の現状等（造成主体、管理者、耐用年数、施設の健全度等）について記載。

II 地域の農業生産基盤の保全

必須

- 基幹及び末端の農業水利施設等について、施設毎（施設群毎）の管理主体や管理に要する経費の関係者による負担の方針、将来の更新・整備補修の計画を記載。

任意

- ✓ 地域の状況に応じて、効果的・効率的な管理に向けた取組（省エネルギー化等）、営農環境の向上（スマート農業の実現に必要な基盤整備、情報通信施設の整備等）、土地改良区間の連携、地域全体の施設管理適正化（農外利用との調整等）等について記載。

III 土地改良区の運営基盤の強化

必須

- 職員、役員（特に女性理事）の人数の現状及び今後の多様な人材確保に向けた取組方針や、計画的な更新等を進めるための費用について、調達的手法（積立か借入か、積立の場合はその水準と原資等）を記載。

任意

- ✓ 地域の状況に応じて、収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減の取組（再生可能エネルギー利活用、他目的使用等）、支出削減の取組（施設のダウンサイジング等）等について記載。
- ✓ 再編整備（合併、組織変更、地区編入）を行う場合は、その方針、時期等を記載。

役員定数に女性枠を設けた女性理事登用事例

湖西用水土地改良区

所在地：静岡県湖西市
面積：872ha 組合員：2,243人
総代：35人（うち女性0名）
理事：16人（うち女性2名）
監事：3人（うち女性0名）
職員：5人（うち女性1名）

(R6.4現在)



理事及び職員の皆さん
(前列左から2人目外山理事、4人目池田理事)

女性理事登用までのポイント

ポイント①：定款変更し、役員定数に女性理事枠を創設

男女共同参画の推進をきっかけに、土地改良区運営に新しい視点や接点を増やしたいと、理事会での検討を重ねました。検討の結果、定款を変更して、役員定数に女性理事枠を創設することとしました。

ポイント②：組合員・関係機関の協力を得て、候補者選定

役員をはじめとする組合員、関係機関の協力を得て、候補者を選定。農業委員経験者である、地域内のお二人に打診をしました。

ポイント③：登用後は、県内外の研修会等にも積極的参加

登用後は、土地改良区について、また地域の農業について、一層理解を深め土地改良区運営に活かしていただけるよう、女性理事には、県内外の研修・関係機関との意見交換会等へ、率先して参加いただいています。

女性を含めた多様な人材が参加することで、役員会等においても、新たな視点が加わり、雰囲気も明るくなりました。



関係機関との意見交換・視察の様子

とやま まさこ 理事（員内） 外山 雅子 さん

Q. 理事打診の際の正直な気持ちは？

A. 最初は不安に思いました。

Q. 理事を引き受けたきっかけは？

A. 農業委員を2期6年活動した任期終了時に 打診を受けました。
農業に従事している身であり、御協力出来たらと思い引き受けました。

Q. 実際に理事を経験してみてどうですか？

A. 分からないことは、事務局の方等の親切なサポートがあり心強いです。
県内外の視察研修等も大変勉強になります。さらに理解を深めていきたいです。

令和6年3月に湖西用水土地改良区のはじめての女性員内理事に就任。

- ・平成30年～令和6年：湖西市農業委員として活躍
- ・家族で、コデマリ・ソケイ・ヒメミズキを栽培

いけだ まさみ 理事（員外） 池田 雅美 さん

Q. 理事打診の際の正直な気持ちは？

A. 土地改良区の事業について、知らないことが多かったため、自分が理事として務まるのか不安に思いました。

Q. 理事を引き受けたきっかけは？

A. 農業委員として一緒に活動してきた外山理事と、一緒に打診があったためです。

Q. 実際に理事を経験してみてどうですか？

A. 研修会や理事会を通じ、土地改良区の役割・必要性を痛感しています。
勉強した内容を、地域の皆さんのために役立てていきたいです。

Q. 女性理事を登用するために必要なことは？

A. 土地改良区の役割や必要性をさらに周知することが、多様な人材登用につながると思います。

令和6年3月に湖西用水土地改良区のはじめての女性員外理事に就任。

- ・平成30年～令和6年：湖西市農業委員として活躍
- ・令和元年～：湖西市民生委員・児童委員として活躍
- ・家族で、コメ・季節の果物・野菜を栽培

理事長主導による女性理事登用事例

大田原市土地改良区

所在地：栃木県大田原市
面積：3,219ha 組合員：2,253人
総代：69人（うち女性0人）
理事：28人（うち女性2人）
監事：3人（うち女性0人）
職員：8人（うち女性7人）
(R7.2現在)



理事及び職員の皆さん
(前列左から2人目吉田理事、3人目生澤理事)

女性理事登用までのポイント

女性理事を登用するうえで苦勞・工夫したこと

当改良区では女性組合員が少ないことから、定款の役員定数について、理事のうち2人は員外の女性とする旨の変更を行いました。その後、県の担当者の指導を受けながら、選挙規程等の変更を行いました。

どのように候補者を見つけたか

職員や理事の知り合いの女性の方で、土地改良業務に精通している等の適任者がいたことをきっかけに、理事からお声がけしました。員外女性理事は組合員5人以上の推薦が必要と役員選挙規程で定めているため、それぞれ5人の組合員からの推薦で役員選挙立候補者となり、理事の当選者となりました。

理事 いけざわ きよみ 生澤 喜代美さん

Q. 理事の仕事内容は？

A. 理事会など各種会議に出席し、事業の審議を行っております。
職員の立場とは違い、理事として果たすべき役割等を現在勉強中です。

Q. 理事を引き受けたきっかけは？

A. 理事からお声がけいただきました。自分に務まるか不安に思う気持ちもありましたが、男女共同参画社会の実現に向けて自分なりに御協力できたらと考え、お引き受けしました。また、女性理事が1人ではないということも後押しとなりました。

Q. 実際に理事を経験してみてどうですか？

A. 理事は組合員の意見をまとめるだけでなく、土地改良区の在り方について協議する必要があります。執行側と運営側の両方を経験して、理事の大変さを痛感しております。

Q. 土地改良区における女性理事登用をどう思いますか？

A. 土地改良区は男性が主となっている社会とされてきましたが、女性理事が増えることで女性ならではの目線や意見、気づきにより、土地改良区がより良い組織になっていくと感じております。



理事 よしだ まりこ 吉田 真理子さん

Q. 理事の仕事内容は？

A. 理事会など各種会議に出席しています。土地改良区のことは現在勉強中ですが、女性ならではの視点を活かした活動をしていきたいです。

Q. 理事を引き受けたきっかけは？

A. 近所にお住まいの理事と農業委員である奥様、組合員さんにお声がけいただきました。理事になる前は、土地改良区との関わりはありませんでした。

Q. 実際に理事を経験してみてどうですか？

A. 就任前は、生産基盤の整備が主な役割で、事業が終われば土地改良区としての役目も終わると思っていました。就任後は、事業後も施設のメンテナンス等が必要で大変なことを知りました。また、理事会等に出席する中で、土地改良事業について審議するなど理事の役割の大変さを感じました。



男女共同参画を進めるための支援

● 土地改良区運営基盤強化協議会による助言等

各県には土地改良区運営基盤強化協議会（県・県土連・農政局で構成）が設置されています。女性理事登用に向けて、相談や助言を求めながら取組を進めていきましょう。

● 連携管理保全計画（水土里ビジョン）策定に向けた支援

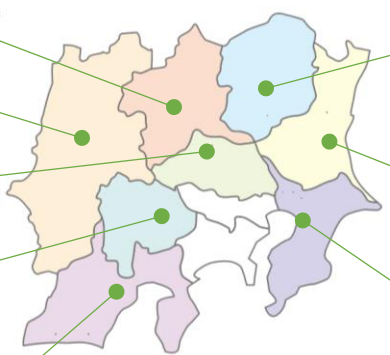
農林水産省では土地改良区機能強化支援事業において、水土里ビジョンの策定に必要な取組みに対し助成（1ビジョン当たり上限300万円（定額）（令和11年度まで））しています。女性理事登用に向け、水土里ビジョンの策定を検討してみたいはかがでしょうか。

● 各種参考資料の提供（本誌P12に一覧化しています。）

関連情報

● 水土里ネット女性の会

水土里ネット女性の会は、土地改良区等の女性職員が団結し、土地改良団体の体制強化のための提言や、情報の共有等の活動を行う団体です。令和8年3月末時点で、関東農政局管内10都県のうち8県で設置され、積極的に活動されています。

- 
- ぐんま水土里ネット女性の会（令和元年度設立）
 - 信州水土里ネットりんどうの会（令和6年度設立）
 - さいたま水土里ネット女性の会（令和3年度設立）
 - やまなし水土里ネット女性の会（平成29年度設立）
 - ふじのくに水土里ネットつつじの会（令和5年度設立）
 - とちぎ水土里ネット女性の会（令和2年度設立）
 - いばらき水土里ネット女性の会（令和4年度設立）
 - ちば水土里ネット女性の会（平成20年度設立）

〈参考〉全国の設定状況：43道府県／47都道府県

土地改良区は地域農業振興・地域活性化を担う団体であり、今後、運営基盤強化のため、男女共同参画が必要となります。

今は、なぜ女性を登用するのか、ではなく、なぜ女性を登用しないのかが問われている時代です。

土地改良区が「時代遅れ」と言われることのないよう、課題を把握・検討し、行動計画を作成し、男女共同参画に向けて女性理事の登用を推進していきましょう。

男女共同参画を推進することにより、さらに農業農村を支える組織へと発展していきましょう。

若手理事の登用

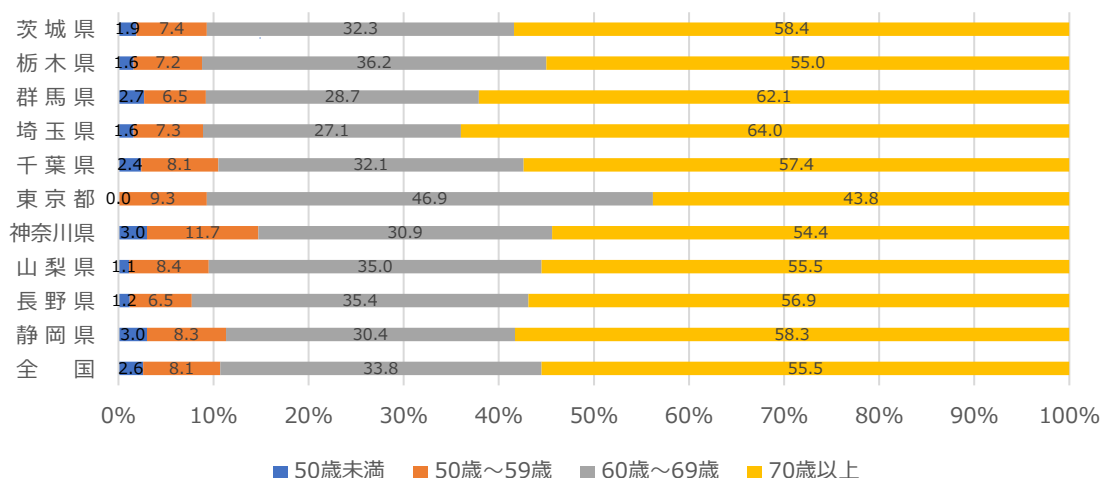
土地改良区の理事の年齢構成については、70歳以上が約56%を占めるなど、年々、高齢化しています。

一方、人口減少下において、都市化の進行などに伴って多様化する地域のニーズに対応していくためには、女性理事の登用のみならず、若い世代を理事に登用し、組織運営に参画いただくなど、将来を見据えた体制づくりが必要です。

このような中、令和7年の土地改良法の改正により、土地改良区の理事について、年齢や性別に著しい偏りが生じないように、配慮することとされたところです。

今後は、男女共同参画の推進と合わせて若手理事の登用を推進し、組織の活性化を図っていくことが重要です。

〈参考〉土地改良区理事における年齢構成（令和6年度末）



若手理事の登用により期待される効果

次世代リーダーの早期育成

柔軟な発想・新たな価値観の創出

維持管理・労務作業の向上

土地改良区における若手理事登用に向けた諸課題

- 過疎化の進展により若手が都市部へ流出し、理事候補となる若手農業者が地区内にいない
- 若手がいても、多くが兼業農家（又は非農家）であり、本業が忙しく、理事としての活動に専念できない
- 若手を登用しても育成できる役員がいない
- 役員はベテラン農業者に任せるべきとの意見が多く、必要性が浸透しない

上記課題以外にも、土地改良区が抱える課題は地域により様々です。次ページに各種課題を克服し、実際に若手理事を登用した土地改良区の事例を掲載していますので、男女共同参画の推進と同様に、課題の解決に向け、少しずつ取組を進めていきましょう。

多面的機能活動組織との連携による若手理事登用事例

荒川南部土地改良区

所在地：栃木県那須烏山市
面積：82ha 組合員146人
総代：一人
理事：12人（うち50歳未満2名、女性1名）
監事：2人
職員：2人
(R8.1現在)



若手理事登用までのポイント

若手理事の登用に当たり工夫したこと

当市では、若い世代の都市部への流出が著しく、若手農業者が非常に少ないことから、まずは理事候補を発掘するため、多面的機能活動組織と連携の上、田んぼの生き物調査等のイベントを開催し、地域住民等の集客を図った上で、土地改良区の活動等について周知を行うなど、地道な活動を続けてきました。

実際に登用する上で苦労したこと

候補者の考えとして「理事の大半を年配の方が占める中で、どのように活動を行ったら良いのか」といった不安が大きく、なかなか良い返事がもらえませんでした。土地改良区の活動等について丁寧に説明するなど、粘り強く説得した結果、最終的には理事就任を承諾いただいたわけですが、こういった不安の払拭には苦労しました。

若手理事登用による効果

まず目に見えた効果としては、当土地改良区では多面的機能活動組織と連携して定期的に農道や水路等の除草作業を行うのですが、若手理事や女性理事が加わることで、当該除草作業の参加意欲や効率が大幅に向上しました。また、これ以外にも理事会において新たな視点での意見がなされ、これにより活発な議論がなされる等、様々な効果があったと思います。



多面組織と連携した生き物調査の様子

理事（員内） 平野 正晴 さん

ひらの まさはる

Q. 理事の仕事内容は？

A. 営農検討委員として担い手への農地集積・集約化、営農計画の策定等を推進しています。

令和3年11月に41歳で理事に就任。現在2期目。普段は造園会社に勤務する傍ら、理事として土地改良区運営に参画。小規模にナス等を栽培

Q. 理事を引き受けたきっかけは？

A. 組合員の高齢化により理事のなり手が減少する中において、理事長や前任者より就任の依頼があり、また、自分自身が将来の地域営農の方向性等を考えていく上で良いきっかけになると思い、引き受けました。

Q. 実際に理事を経験してみてどうですか？

A. 当初は土地改良区についてほとんど理解していませんでしたが、理事として業務に従事する中で、徐々に土地改良区の必要性、施設管理の重要性等を理解することができました。

理事（員内） 藤浪 康雄 さん

ふじなみ やすお

Q. 理事の仕事内容は？

A. 用排水調整委員として地区内の需要に応じた水配分の調整等を行っています。

令和7年11月に41歳で理事に就任。現在1期目。サラリーマン（鉄鋼製造業）として働く傍ら、理事として土地改良区運営に参画。兼業農家であり、小規模にネギ等を栽培。

Q. 理事を引き受けたきっかけは？

A. 自分自身は正直、本格的に農業をやってきたわけではないのですが、地元集落の理事経験者等から打診され、また、多少興味もあったことから、引き受けました。

Q. 土地改良区における若手理事登用をどう思いますか？

A. 農業者の高齢化が進展する中で、将来にわたり施設の保全管理を適切に行っていくためにも、若手理事の登用（管理者の育成）は必要だと思います。土地改良制度や農業に精通したベテラン農業者と若手農業者をバランスよく登用していくことが重要だと思います。

将来的な組織運営を見据えた若手理事登用事例

浜北土地改良区

所在地：静岡県浜松市浜名区
面積：1,455ha 組合員5,592人
総代：50人
理事：17人（うち50歳未満3名、
女性2名）
監事：4人
職員：4人
(R7.7現在)



理事及び事務局の皆さん
(左から3人目平松理事、5人目倉田理事)

若手理事登用までのポイント

若手理事の登用のきっかけ

今現在、先頭に立って土地改良区運営を担っている我々もいつかは引退します。このような中、例えば50年後の将来を見据えた場合、土地改良区を背負って立つ新たなリーダーの育成が必要です。私自身、40歳代から理事を務めていたこともあり、その必要性が身に染みていたことから、トップダウンで若手理事の登用を進めました。

どのように候補者を見つけたか

理事候補者は地域で農業に積極的に取り組む若手農業者が望ましいと考えていました。このような中、今回登用された3名とも地元で御活躍される有名な農業者であり、正に理想的であったことから、理事就任を依頼しました。



藤原理事長

若手理事に期待すること

登用から間もないため、まずは土地改良制度をしっかりと勉強してほしいと思います。その上で、可能であれば2期、3期と継続して理事に就任いただき、様々な経験を積んだ上で、いずれは地域農業者、土地改良区のリーダーとして御活躍されることを願っています。

理事（員内）^{ひらまつ みほ} 平松 美帆 さん

Q. 理事の仕事内容は？

A. 今は土地改良区の業務内容等について鋭意勉強中であり、正直、先輩理事からノウハウ等を学んでいる状態です。

Q. 理事を引き受けたきっかけは？

A. 理事長より就任依頼があり、様々な農業関係団体の役員経験のある主人とも相談した結果、「多少なりともお役に立てれば」と思い、引き受けました。

Q. 土地改良区における若手理事登用をどう思いますか？

A. 将来にわたり適切に農業水利施設の保安全管理を行っていくためには、先輩方に任せっきりにせず、若いうちから土地改良区運営に携わっていくことが重要です。先輩方から様々なノウハウを学び、次世代へ引き継いでいくために、若手農業者の理事登用を推進していく必要があると思います。

令和7年6月に理事に就任。現在1期目。御主人が代表を務める「平松ファーム」にてミニトマトの栽培を行う傍ら、理事として土地改良区運営に参画。



平松理事

理事（員内）^{くらた さとし} 倉田 聡志 さん

Q. 理事の仕事内容は？

A. 平松理事同様、まずは勉強といった状況です。徐々に経験を積み、いずれは土地改良区運営の中核を担っていきたいと思っています。

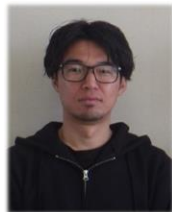
Q. 理事を引き受けたきっかけは？

A. 理事長より就任依頼があり、お話を聞く中で、その熱い思いに共感を持ったことから、引き受けることとしました。

Q. 土地改良区における若手理事登用をどう思いますか？

A. 先輩理事の方々もいつかは引退します。このような状況になった時に「誰も土地改良制度を理解していない」となった場合、施設の適切な保安全管理を妨げることとなり、延いては地域農業の衰退を招くこととなるかと思っています。このような危機感を持って若手農業者自身が声を上げ、運営に参画することが重要だと思います。

令和7年6月に理事に就任。現在1期目。(株)HSFarmの代表として会社経営を行う中、自身も農業者としてナスやキャベツなどを栽培。



倉田理事

参考資料

1. 土地改良団体における男女共同参画について

<https://x.gd/R1vgQ>



2. 土地改良団体における男女共同参画の手引き（発行：農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/tayounajinnzai-2.pdf>



3. 土地改良団体における多様な人材登用事例等

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/tayounajinnzai.html>



4. 土地改良団体における女性理事登用事例集

<https://x.gd/x26Hr>



5. 定款変更例

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/tayounajinnzai-4.pdf>



6. 水土里ビジョン策定マニュアル等

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/midori_bizyon-6.pdf



お問合せ先

ご不明点・ご相談がありましたら下記の担当までお問合せください。

〈各都県〉

都県	担当部署	電話番号（直通）
茨城県	農林水産部農地局農村計画課	029-301-4142
栃木県	農政部農地整備課	028-623-2357
群馬県	農政部農村整備課	027-226-3142
埼玉県	農林部農村整備課	048-830-4343
千葉県	農林水産部耕地課	043-223-2781
東京都	農林水産部農業振興課	03-5000-7192
神奈川県	環境農政局農水産部農地課	045-210-4480
山梨県	農政部耕地課	055-223-1626
長野県	農政部農地整備課	026-235-7238
静岡県	経済産業部農地局農地整備課	054-221-2641

〈各都県土地改良事業団体連合会〉

都県	担当部署	電話番号（直通）
茨城県土連	総務部総務経理課	029-225-5651
栃木県土連	総務部総務課	028-660-5701
群馬県土連	総務部総務課	027-251-4105
埼玉県土連	総務部総務課	048-530-7335
千葉県土連	総務部総務課	043-241-1711
東京都土連	総務事業課	042-548-0371
神奈川県土連	総務課	046-231-3242
山梨県土連	総務部総務課	055-235-3653
長野県土連	総務企画課	026-233-4281
静岡県土連	総務経理課	054-255-5151

関東農政局 農村振興部 土地改良管理課
〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館11階
☎ 048-740-0506（直通）